

山口県報

令和 8 年
7 月 10 日
(金曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	三
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)	三
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(港湾課)	四
○公告	四
令和八年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)	六

山口県告示第二百八十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年七月十日から同月三十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部市民生活課において公衆の縦覧に供する。

令和八年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 中国電力株式会社

住 所 広島市中区小町四番三三号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 中国電力株式会社柳井発電所

所在地 柳井市柳井一五七八番地の八

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

変更しようとする事項の内容

四 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

変更しようとする事項の内容

No. 2 排水口	変更後	変更前	No. 1 排水口	変更後	変更前	排水口	項目
	〃	八・二	〃	七	通	排水の水素イオン濃度 (水素指数)	排水の水素イオン濃度 (水素指数)
	〃	九〃八	〃	九〃六	大	排水の化学的酸素要求量 (mg/l)	排水の化学的酸素要求量 (mg/l)
	〃	一	〃	一〇	通	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	二	〃	一五	大	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	二	〃	一	通	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	四 検出せず	〃	一五	大	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〇・三	〃	一	通	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〇・三	〃	三〇	大	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〇・三	〃	六〇	通	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〇・三	〃	四	大	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〇・三	〃	八	通	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	四、〇六〇、八〇〇	〃	一、二〇〇	大	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	四、〇六〇、八〇〇	〃	一、二〇〇	大	排水の浮遊物質質量 (mg/l)	排水の浮遊物質質量 (mg/l)

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

総合排水処理施設	処理後	変更後	変更前	処理前	変更後	変更前	種 類	項 目
	〃	七	〃	一〇	通	汚水の水素イオン濃度 (水素指数)	汚水の水素イオン濃度 (水素指数)	汚水の水素イオン濃度 (水素指数)
	〃	九〃六	〃	一二	大	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)
	〃	一〇	〃	二〇	通	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)
	〃	一五	〃	三〇	大	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水の化学的酸素要求量 (mg/l)
	〃	一	〃	三五	通	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	一五	〃	五七	大	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	一	〃	四	通	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〃	〃	三〇	大	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〃	〃	六〇	通	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〃	〃	四	大	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)
	〃	〃	〃	八	通	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)	汚水の浮遊物質質量 (mg/l)
	一、二〇〇	〃	一、二〇〇	七二三	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	〃	〃	一、二〇〇	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四	変更後	変更前	種 類	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	七	通	水素イオン濃度 (水素指数)	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	九〃六	大	化学的酸素要求量 (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	一〇	通	浮遊物質質量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	一五	大	窒素 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	一	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	一五	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	三〇	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	六〇	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	四	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	八	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	一、二〇〇	〃	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	一、二〇〇	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 5 排水口		No. 4 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前
〃	七・三	〃	〃
〃	七・五	六・五	〃
〃	検出せず	〃	〃
〃	検出せず	〃	〃
〃	検出せず	〃	〃
〃	検出せず	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	検出せず	〃	〃
〃	検出せず	〃	〃
〃	検出せず	〃	〃
〃	〃	〃	〇
〃	一三〇	〃	一七、二八〇

山口県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年七月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 白木山線
道路の区域

大島郡周防大島町大字西方字高上三八五五地先		区 間
新	旧	旧新別 敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル)長 備 考
最狭 六・六 最広 六・九	最狭 四・一 最広 三・七	一五・四 一五・四

山口県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年七月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
白木山線	大島郡周防大島町大字西方字高上三八五五地先	令和八年七月十一日

山口県告示第二百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県道岩国玖珂線三号橋（仮称）橋りよう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道岩国玖珂線三号橋（仮称）橋りよう整備工事（上部工）
- (一) 工事場所 岩国市玖珂町字下戸から同市玖珂町字浴までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
PC単純ポストテンションI桁形式橋りよう	三三・〇メートル	一二・〇（一五・〇メートル） （車道六・五メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年七月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレスコンクリート工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和八年八月三日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年九月十四日までに経営規模等入札参加資格

四 適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。
その他
この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一―一五四〇）にすること。

山口県告示第二百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、山口宇部空港滑走路改良工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口宇部空港滑走路改良工事（第一工区）

(一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字八王子六二五番四三

(二) 工事の概要

工 種		面 積
舗 装	工	二五、〇七〇平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が舗装工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（舗装工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年七月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の舗装工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和八年八月三日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年八月二十八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所（電話〇八三六―三一一―三三一一）にすること。

山口県告示第二百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、山口宇部空港滑走路改良工事（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口宇部空港滑走路改良工事（第二工区）

(一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字八王子六二五番四三
(二) 工事の概要

舗 装 工	種	
	面	積
	一六、二二〇平方メートル	

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が舗装工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（舗装工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年七月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の舗装工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限
令和八年八月三日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
電子入札システムを使用して令和八年八月二十八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。
その他
この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六―三三三―三三三―)にすること。



(二十七四) 令和八年度山口県補正予算の要領の公表
令和八年六月山口県議会定例会で議決された令和八年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和八年七月十日

山口県知事 村 岡 隆 敬

令和 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 1 号)

令和 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,570,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ794,865,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補 正 額	補正前の額	計
10国庫支出金		7,405,004	96,882,574	104,287,578

11財 産 収 入	2国庫補助金	7,405,004	57,889,511	65,294,515
		12,601	1,984,238	1,996,839
13繰 入 金	1財産運用収入	12,601	1,535,173	1,547,774
14繰 越 金	2基金繰入金	1,011,185	36,357,156	37,368,341
		1,011,185	31,302,345	32,313,530
歳 入 合 計	1繰 越 金	141,481	0	141,481
		141,481	0	141,481
歳 入 出 合 計		8,570,271	786,294,830	794,865,101
2総 務 費	補 正 額	607,000	補正前の額	計
		607,000	45,138,013	45,745,013
4衛 生 費	6防 災 費	607,000	1,897,932	2,504,932
		424,443	26,166,398	26,590,841
7商 工 費	8医 薬 費	424,443	7,642,907	8,067,350
		286,818	87,860,744	88,147,562
10教 育 費	1商 業 費	286,818	3,650,106	3,936,924
		7,252,010	153,285,095	160,537,105
	1教育総務費	575,738	23,968,225	24,543,993
	4高等学校費	6,676,272	28,818,026	35,494,298
歳 出 合 計		8,570,271	786,294,830	794,865,101

令和八年七月十日印刷
令和八年七月十日発行

発行人所 山口県知事